

## 令和7年第4回豊後高田市議会定例会会議録（第2号）

### ○議事日程〔第2号〕

令和7年12月9日（火曜日）午前10時0分 開会

※開議宣告

日程第1 第55号議案から第83号議案まで及び報  
第13号  
質疑  
委員会付託  
〔ただし、報第13号を除く。〕

### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### ○出席議員（15名）

1 番 野 崎 良  
2 番 在 永 恵  
3 番 於 久 弘 治  
4 番 毛 利 洋 子  
5 番 中 尾 勉  
6 番 井ノ口 憲 治  
7 番 阿 部 輝 之  
8 番 土 谷 信 也  
9 番 成 重 博 文  
10 番 松 本 博 彰  
12 番 安 東 正 洋  
13 番 北 崎 安 行  
14 番 河 野 正 春  
15 番 菅 健 雄  
16 番 大 石 忠 昭

### ○欠席議員（1名）

11 番 河 野 徳 久

### ○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 大 塚 栄 彦  
総括主幹兼議事係長 水 田 健 二  
総括主幹兼庶務係長 黒 田 祐 子  
推 進 員 清 水 栄 二

### ○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長 佐々木 敏 夫  
副 市 長 安 田 祐 一  
市参事兼総務課長 飯 沼 憲 一  
市参事兼企画情報課長 丸山野 幸 政

市参事兼社会福祉課長 田 染 定 利  
市参事兼子育て支援課長 水 江 和 徳  
市参事兼人権啓発・部落差別解消推進課長

後 藤 史 明  
市参事兼農業振興課長 川 口 達 也  
市参事兼耕地林業課長兼農業地域支援室長

首 藤 賢 司  
市参事兼建設課長 馬 場 政 年  
財 政 課 長 伊 藤 昭 弘

地域活力創造課長 小 野 政 文  
税 務 課 長 瀬 々 信 吉  
市 民 課 長 田 中 良 久

保 険 年 金 課 長 佐々木 真 治  
健 康 推 進 課 長 近 藤 直 樹  
環 境 課 長 塩 崎 康 弘

商 工 観 光 課 長 井 上 重 信  
都 市 建 築 課 長 近 藤 保 博  
上 下 水 道 課 長 近 藤 毅

地域総務二課長兼水産・地域産業課長  
奥 田 浩 中  
会計管理者兼会計課長 山 田 英 彦

選挙管理委員会・監査委員事務局長  
古 澤 英 彦  
農業委員会事務局長 東 本 久

消防長 山 田 幸 茂  
教育委員会  
教 育 長 河 野 潔

市参事兼教育総務課長兼地域総務一課長  
植 田 克 己  
文化財室長 河 野 典 之

学 校 教 育 課 長 上 家 誠 夫  
総務課 課長補佐兼総務法規係長  
矢 野 裕 治

主幹兼秘書係長 齋 藤 恭 子

### ○議長（北崎安行君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、第55号議案から第83号議案まで及び報  
第13号を一括議題といたします。

この際、議員各位にお知らせいたします。

質疑及び質問に関連して16番、大石忠昭君及び6  
番、井ノ口憲治君から資料要求があり、市長に提出  
依頼をしたところ、お手元にお配りのとおり提出が

12月9日

ありましたので、ご了承願います。

議案質疑通告表の順序により、16番、大石忠昭君の発言を許します。

16番、大石忠昭君。

**○16番（大石忠昭君）** 皆さん、おはようございます。日本共産党の大石忠昭です。

佐賀関で発生しました大規模火災でお亡くなりになられた方のご冥福をお祈りいたします。被災をされた方々に対しましても心からお見舞いを申し上げ、質疑に入りたいと思います。

今回は、市長から提案されている議案や報告について質疑をいたしますが、制限時間が1時間ということもありますので、なるべく要領よく質疑をしたいと思いますので、簡明な答弁を最初に求めたいと思います。

最初は、第55号議案の一般会計の補正予算についてです。

補正総額が3億6,661万円ですけれども、主な内容としては、基金のため込み金が2億238万円、それから、過年度に国・県から受けていた交付金など、実際の需用費が予定よりも少なかったということで、9,710万円を国や県に返済する。この2つを足してみましたら、今回提案しておられます補正予算の約8割がこの事業であります。これだけ、今、物価高で市民の暮らしも営業も大変ですけれども、そういう関連予算が入っていない状況です。市長は最終日には国の交付金を活用して新たな支援策を打ち出す、検討しているということですから期待しておきます。

よって、質問する項目は少ないんですけれども、それでも、全部で7項目の質問をしたいと思うんです。

最初は、基金の積立てなんですけれども、これは、前年度の決算でも、余剰金の半額は法に基づいて基金に積み立てるということが毎年取られておりますし、それ以上の積立てをしたことがありますけれども、今回も分析しました。ちょうど半額なんですけれども、私の記憶では、今までは、その基金積立ても、それぞれ年間で新たな事業をする場合にいつでも使えるように、財政調整基金に積み立てておったことが多かったと思うんですけれども、豊後高田市の場合、これが約30億円ありますけれども、今回は、そうではなくて、減債基金のほうに積み立てるとなっています。減債基金のほうもですね、これまでも何度も議論しましたが、佐々木市長になりまして、今、借りている借金についても高い利息の分

は、やっぱり、解決しようということで、減債基金を活用して、有利な財政措置を取ってきたことも評価をしてきております。

よって、聞きたいのは、やっぱり、これだけの今の物価高が続いている中で、市民——これから何が起こるか分からないけども、市民の暮らしを守るためには、何でも使える財政調整基金のほうに積み立てたほうがいいんじゃないかなあと思って聞いているんですけれども、なぜ減債基金なのかというのが質疑です。もう簡単でいいです。

それから2つ目は、屋山の中腹に天念寺がありますが、川中不動のところから並石ダムに向けて林道があるんですけど、その一部の改修事業の予算が876万円組まれてるんです。

私も現場を見てきましたけれども、今までいろんな問題でもですね、災害復旧工事でやれば市の負担はほんの僅かでいいということで、いろんな形で災害復旧工事に取り組んできたと思うんです。

実は、同じ屋山に登る道路でもですね、真ん中の一番昔からある道路、あそこの下の市道のへりが壊れかかって地元からは何とかしてくれという要望が出て、建設課も見に行っただけでも、これもう、災害に引っかけるとできんできんということで断ってきてるんです。そういう例があるだけにね、質疑するんですけども、今度私が現場を見たんでも、災害復旧工事でやれば、市の負担はほんの僅かでするんじゃないかと思うんですけど、なぜ今回は、その屋山の林道について、補正予算を組んで工事をするようになったのか、その辺の災害復旧工事と実際今度やろうとしている工事の間でですね、市の財源負担がだいぶ違うんじゃないかと思うんですが、その辺をどう捉えているかというのが2つ目の問題です。

それから3つ目は、全国瞬時警報システムの事業費として371万円組まれておるんですけども、これをやることによって、市民にとってどういうメリットがあるのか。

それから4つ目は、学校給食費の無償化事業という形で528万円が提案されているんですけれども、これは、無償化との関係なく、この物価高で食材費が上がったとね、給食代については、職員の事務費とかは全然別ですわね。食材費だけが給食代で徴収できるという法律になってるんですけれども、それもあと——聞き取りの時にいろいろ聞いたけどもですね、どうもよく私はこの説明資料だけでは分からな

いんだけど、資料を提出してもらったけれども、当初の資料と全然変わったものが出てないんですよ。それでね、給食費については、現行は幾らであったものが、今回、賄い材料が増額したために、幾ら幾らになったと、いつからいつの給食代が上がったんだと、その分についてはですね、児童の分については、ふるさと納税分から負担をするから問題ないと思うんだけど、職員の分が上がりますわね。これが職員の分で、何人分あって何々、こういう説明じゃわね。

私、今、そこで気が付いたんです——今、そこで読んで気が付いたんですけども、職員の上がった分は補正予算をしている。それから、ふるさと納税から基金に積み立てて、その基金から歳入する歳入予算も出てきてるんですよ。問題は、就学援助についてはね、約100万円ですよ。100万円分は、就学援助で受給を受けている人は、これは、給食無料化というけれども、市長が無料化しなくても、もともと無料化なんです。給食費は就学援助で。その分のものは、就学援助費も歳出で増額してないとおかしいと私は思うんですよ。でないと、ほかの分の就学援助費について影響を受けるんじゃないかと思う。それとも、対象が少なくなったから、その分で補正しなくてもやりくりできたのかと思うんだけどね、矛盾点なんですよ。その辺も含めてですね、ちょっと説明できるようにしてもらいたいと思うんです。

それから5番目は、債務負担行為の関係で、5、6、7とあるんですけどね。債務負担行為というのは、またがって2年分、3年分、5年分ということを一度に契約する予算なんですけれども、それを、ごみ収集運搬費で5年分で3億5,515万円が提案されているんですよ。これがですね、一番聞きたいのは、現行と比べてみてね、それは、いろんな形で人件費についてもね、あるいは、燃料費などについて上がってくる、上がってきてると思うけれど、どれだけ上がっておるかということね。

もう一つ新しい問題は、前と違って新しい問題は、草地にあったごみ処理施設、今度は宇佐市に変わったということで、どういう影響が出るのかなと思うんですよ。私たちは、安ければ安いほどよいなど思ってないんです。やっぱ、業者もちゃんと保障してあげたいからね。そういうものが加味された形での、この予算になっているのだろうかということチェックをしたいからです。

それからですね、6番目は、債務負担行為の中で、

クリーンセンターですね、いわゆるし尿処理場が新地にあります。この関係もね、指定管理の中で、佐々木市長になって変わったのは、前は、年間の修理費も何も含まれた形で指定管理費になっておったけれども、変わりましたわね。修理代などについては、別枠で予算組んで、市が直接、なったでしょう。このうち、3日の日に議会の研修会で現場を視察させてもらいましてね、あの中に、故障、故障と札が張られて止まっている機械が随分あったんですよ。それで、影響は出てないかなあとと思うけど、出てないからまあいいと思うけれども、やっぱり、そこを運営している側にとっては、指定管理で業者にやってもらっているんだけど、業者のほうとしては、大変心配な状況じゃないかと思うんだけどね。今度はこういう形で483万円の補修費が提案されておりますけれども、これだけで大丈夫かなあと。一般会計当初予算は、補修費はゼロなんですよ。今度は初めて債務負担行為で483万円ですけれども、それは、壊れたときにやりかえればいいということなんだからしたんだろうと思うけどね。やっぱり、心配な状況ではないかなあと現場を見まして私感じたんですけども、その辺は大丈夫かという質問です。大丈夫なら大丈夫ということで言えば、私どもも安心すると思うんですけどね。

それから、最後は、公営住宅、いわゆる市営住宅の運営管理を第三者に委託しているわけですね。これが5年分で1億3,415万円なんですけれども、これも前に比べてどうなのかということが見ものだし、あるいは、今までは、ずうっと直営だったんですよ——以前はですよ。直営からこういう形で委託に変わったんですけども、このことによってですね、市長は財政問題をよく言うんですけども、財政的にはかなり有利になっているかと思うんだけど、その辺はどうなのかね。

一番問題なのは、管理費の問題なんですよ。資料をもらいましたけれども、これの中で、管理費が440万円と出ているのが分かりました。私もいろんな住宅の方から要望事項があるんですけどね、なかなか言われても、管理費が少ないためにできないで断られたという例もありますね。この前、聞き取りときにも話しましたがけれども、例えば、新栄住宅に行つてごらんといいましたけども、もうよくなったか知りませんが、私が現場を見たときにはですね、空き家が多いということもあるんでしょうけど、それだけじゃないんですよ。全部カヤが生えているんで

12月9日

す、カヤが。これは多年生の植物ですから、切ってもまた生えるんだよね、種じゃないからね。ちょっと、市営住宅としては見苦しい状況なんですけどね。こういうのは管理費の中で組み立てられていると思うんだけど、今回440万円、今までは幾らか知らないけどね、実際、それだけ今度も440万円組み立てれば、そういうような環境悪化については、環境を改善するという形でやってもらわないとね、やっぱり、入居者は困るんじゃないかと思うんですが、そういう5年分で1億3,415万円の根拠などについてね、今後問題ないんだということなら問題ないということで明らかにしてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（北崎安行君） 財政課長、伊藤昭弘君。

○財政課長（伊藤昭弘君） 第55号議案のうち、基金管理費についてお答えいたします。

本年度の法定積立でございますが、令和6年度に行った市債繰上償還の財源に活用したことにより、減債基金の残高が減少したこと、そして、広域ごみ処理施設整備や各施設の長寿命化改修などにより、今後増加する公債費負担に備えるために、前年度決算剰余金の2分の1を減債基金に積み立てるものがございます。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 耕地林業課長、首藤賢司君。

○市参事兼耕地林業課長兼農業地域支援室長（首藤賢司君） 第55号議案のうち、林道天念寺屋山線の森林環境整備事業費についてお答えします。

本事業は、林道天念寺屋山線において、のり面の補修工事を行うものがございます。

今回の工事予定箇所につきましては、令和6年8月に発生した台風10号により、のり面が崩壊したことから、当時、補助災害復旧事業の申請について県に相談したところ、その被災の状況から、のり面の崩壊部分が林道に及んでなく、すぐには林道崩壊に至らない、いわゆる採択要件を満たさないと判断され、補助災害の対象外となった経緯がございます。

しかし、その後の降雨等により、崩壊部分の侵食が徐々に進行してきており、近年の異常気象がもたらす豪雨等を考慮すると、今後は、既に崩壊し堆積している土砂が下流へと流出する恐れや、林道本体への影響も懸念されるため、現時点において、最も有利である緊急自然災害防止対策事業債を活用し、被害の未然防止を図るものがございます。

なお、本起債は、事業費に対し充当率100%、かつ、

元利償還金の70%が地方交付税で措置されることから、市の実質的な負担は30%ということになります。

それと、国の補助災害復旧事業で、今回と同様の工事ができることを前提として試算した場合でございますが、通常の補助率は50%、残る地方負担分について、災害復旧事業費を活用すれば充当率90%、かつ、元利償還金の95%が地方交付税で措置されることから、市の実質的な負担は約7.7%程度となります。

議員ご指摘のとおり、国の補助災害復旧事業は、非常に有利な財源でありますけれども、あくまで災害が発生した後に行う現形復旧を原則とするものでございます。市といたしましても、いつ再崩落してもおかしくないという目前に迫った危機を認識しながら、次の災害が発生し、被害が拡大して国庫補助の対象となるのを漫然と待つものはいかがなものかと。万一、崩落によって人命に関わる事故等が発生すれば、取り返しがつきません。そのため、今回は、災害の発生または拡大を防止すること、及び単なる現形復旧ではなく、将来のさらなる激甚な災害に耐え得るよう、施設の強靱化を図ることを目的とした予防事業として、国の時限措置である緊急自然災害防止対策事業債を活用する判断をいたしました。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 総務課長、飯沼憲一君。

○市参事兼総務課長（飯沼憲一君） 全国瞬時警報システムであります。弾道ミサイルの発射情報や津波警報など、対処に時間的猶予のない事態に関する情報を国から住民まで瞬時に伝達するシステムでありますので、その体制を確保するという意味でメリットがあるかと思えます。

また、今回、その新型機に変えることによって、スピードの向上、それとあと、細分化される防災情報、そういったものに対応するようになるというふうに消防庁からお聞きしております。

以上であります。

○議長（北崎安行君） 学校教育課長、上家誠夫君。

○学校教育課長（上家誠夫君） 第55号議案のうち、学校教育課が所管する学校給食費無償化事業費についてのご質疑にお答えいたします。

今回の増額補正528万円でございますが、資料のとおり、食料品等価格高騰の影響により、賄材料費が当初見込みより不足するため、増額するものがございます。この増額分528万円を一月当たりの給食費に換算いたしますと、1人当たり月250円不足すること

になります。よって、給食費のほうは、現行ですけれども、幼稚園の3歳児につきましては、4,300円が4,550円、幼稚園の4歳児、5歳児は、4,500円ですので、4,750円、小学校は、現行4,700円ですので4,950円、中学校、高校につきましては、5,200円ですので5,450円ということで、全て250円上がります。

職員につきましては、幼稚園、小学校の職員につきましては、現行4,700円でございますので4,950円となります。中学校、高校の職員につきましては、現行5,200円でございますので5,450円となります。

次に、補正予算528万円の財源内訳でございますが、資料にありますとおり、地域振興基金繰入金340万7,000円と、給食費実費徴収金187万3,000円になります。

給食費実費徴収金187万3,000円ですが、内訳といたしまして、教職員など学校に従事する職員のほか、幼稚園や給食センター職員などから、4月に遡って徴収する実費徴収分88万円と、要保護、準要保護などの認定者分として補填される公的資金99万3,000円の合計となります。

あと、就学援助費につきましては、現行予算で賄うということで、今できております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 環境課長、塩崎康弘君。

○環境課長（塩崎康弘君） それでは、大石議員の債務負担行為補正予算についてお答えいたします。

まず、ごみ収集運搬業務委託料につきましては、令和8年度におけるごみ収集運搬に係る委託業務について、4月1日から契約の履行を開始するため、今年度中に入札契約をする必要があることから、債務負担行為の設定を行うものです。

議員ご質問の長添の工場から、宇佐の広域ごみ処理場が変わって、どれくらいの差額を見込んでいるかということについてですが、距離的な変更等で5%程度の差額を見込んでいるところです。

次に、クリーンセンター改修工事費につきましては、クリーンセンター（し尿処理場）の機器に不具合があり、修繕工事を行うにあたりまして、備品調達に時間がかかるため、今年度中に入札を行い、早急に部品を発注する必要があるため、債務負担行為の設定を行うものでございます。

機器の修繕、更新につきましては、管理を行っている業者と常に連絡を取り合ひまして、不具合がある場合は、すぐに報告をいただいております。止めることのないよう対応を行っているところでござ

います。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 都市建築課長、近藤保博君。

○都市建築課長（近藤保博君） 第55号議案のうち、公営住宅管理代行委託料の債務負担行為補正についてお答えいたします。

公営住宅の管理につきましては、平成25年度より大分県住宅供給公社に委託しております。

今回の債務負担行為補正は、令和8年度から令和12年度までの5年間分の委託料の限度額を定めるものでございます。

委託業務の内容としては、入居者の募集から入居の手続、入居後の各種届出の受付、住宅使用料の収納、入居者からの相談対応、草刈りや修繕などの施設の維持管理など、住宅業務の全般を行っております。先ほどご指摘ありました空き住宅の草刈り等もこの中に含まれております。

委託業務の中で、特に住宅使用料の収納率は、平成25年度から令和6年度までの12年間でほぼ100%となっております。高い専門性が発揮されております。

今後も公営住宅法の適用を受けない指定管理分の住宅と一体的に、365日24時間体制により、利用者の利便性の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 今、補正予算だけで、1回目の答弁で約30分かかりましたのでね、ちょっと上手に質疑しないと、全部最後までやりきれなくなるんで、再質疑は簡単にしますが、学校給食費の中で、それぞれの給食費が月で250円上がるんだということでしょう。財源内訳も分かったんだけど、私が最後に指摘した部分の準要保護者については、生徒数の約二十数%おるんだけどね、その分については、国からの援助もある形で諮問をしまして、これまでずっとやってきたわけですね。その分が250円変わるんじゃないですかと。そうするとね、今組んでいる予算というよりも、250円分増えるんじゃないですかということなんやな。

教職員については、八十何万円増えるんですよ。準要保護についても、小中学校用で約100万円近く増えるわけでしょう。その分を補正予算を組んでいなかったら、ほかの分を節約するしかないちゅうことになるじゃろうがという指摘をしている

12月9日

んですよ。ふるさと納税から入れますよ、職員からは入れますよと、その分は、今組んでいる予算の中でやらなくなったらね、ほかに回るんが少なくなるから、補正予算を組まないとおかしいんじゃないですかという指摘、それは当たってないですかね。

ちょっと、答弁できなかつたら、議長、休憩してくださいよ。時間がもったいないから。

○議長（北崎安行君） しばらく休憩します。

午前10時31分 休憩

午前10時33分 再開

○議長（北崎安行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

学校教育課長、上家誠夫君。

○学校教育課長（上家誠夫君） それでは、大石議員の再質疑にお答えいたします。

現在の決算見込でいけば、今回、給食の増額ということがありましても、現行の予算で対応できるということです。

また、これによって、ほかの就学援助費に影響が出ることはございません。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 学校教育課長やね。

ならばね、私が豊後高田市の就学援助についてね、全県の資料を取って議論して、こういう点がよそでやっていることが豊後高田市でやっていないという指摘をしましたわね。その中で回答がですよ、それは、改善するという回答をしてるんですよ。そんなにね、給食代が上がったんだけど、予算を上げなくても、その余った分で回せばいいということだったら、その余った分ならね、前の前の議会で答弁しているようにね、私は大分県で豊後高田市の就学援助の項目が一番いいと思ったら、一番じゃなかったことが分かったから、指摘したら改善すると答えておるんですよ。それに回すべきじゃない。それはやっていないでしょ。それはどうなんですか。

ちょっと議長、時計を止めてくださいよ。大事な問題なんですよこれは。

○議長（北崎安行君） しばらく休憩します。

午前10時35分 休憩

午前10時37分 再開

○議長（北崎安行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

学校教育課長、上家誠夫君。

○学校教育課長（上家誠夫君） それでは、大石議

員の再々質疑にお答えいたします。

就学援助費の各項目につきましては、現在研究中でございます。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 時間がないから、いろいろあるんですけども、もう、ちょっと、次に行きます。

次は、第64号議案です。

商工会議所横にあります駐車場の件で資料をもらいまして、年間の利用料金が一千二、三百万円ですね、最近で収入があっているようなんですけども、指定管理費、今度は指定管理、また、議案なんですけれども、今度は指定管理費はゼロのようで、それはいいんですけども、花いろ温泉は、収益があった場合は、半額は市に入れるという約束をしていますが、そういう契約になっていますわね。だから、市長が財政問題をいろいろ言いますから、こう言うんだけどね、ここで1,200万円収入があればね、機械も備わつとるし、人件費が特別かかるわけないんだから、もうけ分を市に半分入れてもどうかという気がするし、逆にですね、今は、ボンネットバスについての運営費は、市がほとんど出してるでしょ。利用者は無料だけど、そういうのをぼんぼん出しているわけだから、せめて、この駐車場の利益分をそれに回せばね、市が補助金を出さなくてもボンネットバスを運用できるんじゃないかと思うから聞いているんじゃないけん、それ辺は、指定管理の中でそういうことが検討されているのかどうか、どうなんでしょうか。

○議長（北崎安行君） 商工観光課長、井上重信君。

○商工観光課長（井上重信君） 第64号議案の中央商店街駐車場及び昭和の町バス駐車場の指定管理の指定についてのご質疑にお答えいたします。

本施設の指定管理者につきましては、昭和の町の観光振興、さらには、市全体の広域観光を推進し、昭和の町の観光客の受入業務を一体的に担っている豊後高田市観光まちづくり株式会社を指定するものでございます。

プラス収支になった場合に市の一般会計に入れることができないのかというご質疑ですが、本駐車場を有料化した経過からご説明させていただきます。

平成13年度にスタートした昭和の町につきましては、市の財政負担が少なくなるように、国や県の補助金を最大限に活用し、施設整備などのハード面やイベントなどのソフト面を一体的に実施してまいり

ました。それと同時に、昭和の町の魅力を一層高めるためにお越しいただく観光客に対し、案内業務など丁寧なおもてなしも大変重要な取組となっております。しかし、こうしたおもてなしなどの受入業務に係る経費に充てる国や県の補助金はなく、その財源の捻出が大きな課題となっていたことから、平成23年4月から観光客に利用される当該駐車場について、有料化を開始したところでございます。

そのため、駐車場の利用料金につきましては、駐車場における交通誘導員の人件費のほか、駐車場の自動ゲート精算機の保守料や電気料、修繕費などの維持管理費経費はもとより、観光案内、受付窓口、広報宣伝などの運営経費にも充てております。

こうした経過を踏まえまして、将来にわたって昭和の町の魅力を維持するとともに、持続的に発展させていくためには、観光まちづくり株式会社の安定的な財源確保は必要不可欠でございます。

以上のことから、プラスの収支になりましても、市の一般会計に入れることは考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 時間が足りないんでね、あと言いたいこといっぱいあるんですけど、言えないんですけども、後の方についてはね、私も質疑を端的にしますんでね、その分だけを答えてください。もういろんな説明は要りません。

次に行きます。全部最後まで行きたいんでね。大事な点だけを指摘しますのでね。

第75号議案は、市長が進めております無償住宅を提供しようということで……

○議長（北崎安行君） 大石議員、申し上げます。今、75号と言いましたが、73号の間違いではないですか。

○16番（大石忠昭君） 73号です。ごめん。第73号議案ですね。

○議長（北崎安行君） どうぞ。

○16番（大石忠昭君） その用地取得費が出ておりますが、それでね、何を聞きたいかと言ったら、そこだけ教えてください。それは、そうじゃというふうに。

何区画分の無償住宅を計画しているのか。その中で、今度は買収する中で、集会所とか公園の区画があるのかどうかということが1つね。

もう1点は、用地単価が——水田はないと思っただけど、水田と畑と山林となっているんですけども、

水田は幾ら、畑は幾ら、山林が幾らという単価、その2つでいいです。その数字だけでいいです。

○議長（北崎安行君） 地域活力創造課長、小野政文君。

○地域活力創造課長（小野政文君） それでは、第73号議案の真玉地区第2期住宅団地整備事業用地の取得についてお答えをいたします。

まず、区画数ということでございます。

第2期につきましては、現在のところ44区画を見込んでおります。なお、集会所や遊具を置いた公園等につきましては、今回の事業で整備する計画はございません。

それと最後に、用地購入の単価ということであったと思います。

圃場整備済の農地につきましては、1平米当たり1,100円。それ以外の農地につきましては1,000円。現況が山林となっているところにつきましては470円でございます。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 次は、第74号議案についてです。

これは、国家公務員の給与に関する人事院勧告等に基づきまして、市職員の給与や手当、それから、市長など特別職や私ども市議会議員の期末手当、会計年度任用職員の期末手当や勤勉手当の改定議案であります。これはですね、私は総務委員でありまして、総務委員会にかかりまして、あさって議論します。これは時間制限がないし、回数制限もないのでね、そこで十分審議したいので、1点だけ質疑します。

それは、会計年度——この中にある会計年度任用職員の期末手当と勤勉手当のことなんですけれども、これは改定するようになっているんですけれども、一般職員については、4月に遡って遡及をするという改定ですわね。会計年度任用職員だけは、来年度からそうなりますよということになっているんですよ。

ゆうべもこれは読み直してみました、国の通達をね。通達を私なりに読んでみても、国の方針は、一般職員が給与や手当を改定した場合は同じ扱いをしよというのが国の趣旨ですね。要請文も来ておりますのを読んでおります。全国調べてみたら——インターネットで調べてみたらね、これは自治労連——全国自治労連の調べで約8割の自治体で、

12月9日

もう既に遡及を実施していると。大分の中で、もうやってないのは豊後高田市と宇佐市と国東市と日田市、その他ほんのちょっとです。もう半分以上のところ遡及支給をやっているのにね、なぜ高田で今回できないの、もうこれ3年目なんですよ。3年ぶりでもいまだにできないのはなぜなのか、ぜひやってもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（北崎安行君） 総務課長、飯沼憲一君。

○市参事兼総務課長（飯沼憲一君） 遡及をしない理由を申し上げたいと思いますが、これまで何度か申し上げましたが、扶養が外れたりとかですね、途中で給料が年度途中で上がると、予定していた収入金額を上回るにより扶養が外れることを嫌う方がいます。

あと、非課税から課税になる方もいます。

あと、扶養は会社の扶養だけじゃなくて、共済とかですね、保険ですね、社会保険とかの扶養から外れてしまうこともあります。

そういうことを嫌がる方がやはりいらっしゃいます。そういったので影響があることも1つ理由がございます。

あと、財源的なものを申しますと、国から交付税が措置されていますけれども、その措置が十分ではありません。改定分として、追加配分も今年ある予定になっていますけれども、当初分がそもそも半分ぐらいしか、経費の半分ぐらいしかありませんので、十分ではない。

財政上の理由だけではない。遡及しないことはよくないということは分かっています。

だから、初め言った1点目の件——扶養外れとかの件、あと、財政上十分ではないということ。あと、今回のプラス改定ですけど、マイナス改定のときもあるということをご理解いただければと思います。

マイナス改定がありますとどういうことをしているかと言いますと、職員の分は、ボーナスの時に減額調整をしております。そういった同じ作業を、会計年度任用職員さんについてもしなければならなくなると思います。そうすると、予定していたボーナス——収入が減ることになりまして、そこでぐっと減りますので、ちょっとやっぱり生計を立てる上で困難になるというようなケースもあろうかと思っておりますので、そういった——やれば、プラスだけではないマイナスのこともあるということで、逆にちょっと不都合なこともあるなあと。だから慎重に、遡及について慎重に考えているところであります。

あと、先ほど、全国で自治労連の調べで8割というのはありましたが、それは、私は存じ上げておりませんが、大分県の中では、少なくとも先ほど言われたような、我々も独自に調査しております。14市ございますが、14市のうち、遡及をやっているのは大分市のみであります。

以上であります。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 反論的な答弁がありましたけどね、あさって時間かけて議論しますんでね、この分はこれ以上しません。全然だめですよ、今の答弁では。一言言うとかね、市長、何でも大分県一、あるいは、全国トップクラスというけど、この問題ではトップクラスじゃないんですよ。何でこんなことになるのかというね、総務委員会で議論しますから。

次は、第75号議案の市議会議員、市長選挙の選挙用のビラ、ポスターの改定なんですけれども、これも総務委員会にかかりますからね、これももう取り下げます、ここではね。

あと時間が、水道料金の問題と事故の賠償金の問題がありますのでね、ここまできたいんですよ。

それで、水道料金のことですね、端的に述べてもらえませんか。

5点の質問をしていますわね、私なりに整理できないかしらんけれども、水道料金の基本料金が今回3円下がるんですよ。一般的に言ったら、3円下がったらよかったなあと、でも、僅か3円ちゃ何事かなるんじゃないけど、しかし、今度の水道料金の端数がね、今までは10円以下四捨五入が、今度は端数切捨てですよ。大分県中ほとんどのところは端数切捨てですよ。大分県下に学んでそうなるんだからね。で、下がるんじゃないんです。実際は、一般家庭については、基本料金は1銭も下がりにません。一般料金、13ミリのところはね、ちゅうことなんですよ。

だから、何で下げるかということ、端的に市民に答弁したかったらしてもいいけどね。もうこれ下がるけれども、一般家庭、8割、9割方の方は下がりにません。

2つ目の問題のね、水道を開栓したり、閉めたりする方に対して、高田の場合は、料金が100円だったのを今度は200円、2倍にするという案なんですよ。私、大分県中全部調べました、これも。これはね、これ見てください。こんなビラを出してるとこあります、ビラをね。令和7年1月からは、開栓も閉栓

も手数料は廃止をいたしましたというビラなんですよ、こんな大きなビラね。廃止ですよ。ほとんど、大分県中ほとんど廃止なんですよ。取っているのは3市しかないんですよ。それを高田の場合は、倍に上げるちゃ何事かという問題なんよね。上げる必要ないんじゃないかというのが、何で上げるのか、その根拠についてね。

それから3つ目は、名義変更について、高田の場合は、僅か50円取っておったんだけど、これを廃止することになりました。これはもう大分県中どこも廃止してます。当たり前のことですね。ようやく廃止ですよ。

その代わりですね、4番目の問題で、手数料を300円取る。これ300円は大分県一なんですよ。手数料取ってるところは3市しかないでしょ。私調べています。三、四市しかないんですよ。高田は、ゼロから300円、300倍の値上げということになるんですよ。なぜそういう必要があるのかと。

5番目は、そのことによってですね、市民の影響が、市民にとっては、対象については、全然対象ない人は全然影響ないけど、対象になる人が年間どれくらい出てるか。水道料金のことじゃないですよ。この手数料の改定のことについて、年間何件くらいで何十万ぐらいのことなのかと、あるいは何万ぐらいのことなのかと。僅かなことならね、改定することないんじゃないかというのが私の指摘なんですけど、どうでしょうか。

○議長（北崎安行君） 上下水道課長、近藤 毅君。

○上下水道課長（近藤 毅君） 第82号議案の豊後高田市水道事業給水条例の一部改正について、大石議員のご質疑のうち、まず、水道料金の基本料金3円値下げの根拠についてです。

今回の改正はですね、現在の料金が消費税をかけた額の端数処理——これは、10円未満を四捨五入となっております。この10円未満四捨五入にしたときに消費税の額がですね、ちょっと不明瞭ですので、端数処理の方法を1円未満の切捨てにするものでございます。

そして、もう1点の改正がですね、一番低い基本料金810円の方の負担が、この端数処理によって変わらないように基本料金を下げる改正を行うものでございます。

この改正による市民の皆さんへの影響ですが、1か月当たりの水道料金は現在と比較して同額になるか、または最大9円の減額となり、負担は増えませ

ん。

もう1点が、手数料の見直しの根拠についてでございますが、まず、開栓及び閉栓手数料につきましては、現在100円を徴収しております。これを200円に改正するものですが、提出しました資料のとおり、県内では、手数料を取っていない市もあります。本市のやり方としてはですね、開栓、閉栓の申込みの際に、職員が現地に行って水道メーターのレバーの取付け、撤去の作業を行っており、この事務の手間もかかっておりますので、手数料を徴収しているものでございます。

この作業につきましては、水道の無断使用や盗水を防ぐためのものもありまして、適正管理のために行っているものでありまして、これに事務の手間がかかっております。ということで、手数料の徴収で200円をいただくことにつきましては、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、各種証明交付手数料——これは、300円にするものですが、現在、公印を押した証明の交付につきましては、これまで手数料を徴収していませんでした。今後は、市の手数料徴収条例による証明の交付と同じように、手数料300円を徴収するものであります。

想定しているものにつきましては、毎年企業や事業所の方からの請求に基づきまして、水道料金等の納付証明を交付しているものがあります。これが、年間20件ほどありますので、金額としては6,000円ほど収入をいただくようなイメージになります。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 一番最後の部分の答弁がないんですよ。最後のを聞きたかったんですけどね。

実際に水道料金について、私が指摘したように、3円基本料金下げるけれどもね、実際に影響がないんです。3円、市民は下がらないんですよ、一般市民はね。一部大型に使うところは若干下がる。ほんの円単位のもんですね。それは、答弁要らないんですよ。しかし、手数料の改定によって、今何件くらいだったっけ、これでね、100円を200円に上げること、あるいはゼロだったものを300円に上げることによって、年間の、これ来年度の4月から始めるということなんだけども、1年間でどれくらいの収入増を見るんですかということを知っているんですよ。

大したことないけれどもね、納める人は大したことがあるんですよ。市に収入がそれだけ増えても大

したことないでしょ、水道料に影響する問題じゃないんですよ。私なりに全県下を調べました、時間かかりましたけどね。先ほども（聞き取れず）しか言わないと言えば全部詳しく言えますけどね。開栓、閉栓についてはゼロでしょ。どこも取ってないでしょ。取ってないでとうとう、まあ、日田市と津久見市と杵築市が取ってるけどね。あとんとは取ってないんですよ。みんな取っているものを無料にしてきたわけですよ。竹田市についてもこんなもの出してもう要りませんよと。移住者の皆さん来ても全然要らないですよ。豊後高田市は、移住者も200円取られることになる。今は100円が200円になるんですよ。そんなことする必要ないんじゃないかと。全県的に無料化してるときに、なんで豊後高田市は倍にせにゃいかんかという。市長、これおかしいと思いませんか。

それからね、手数料は、今までもゼロでよかったものが、今、取ることにするのは、この近所では臼杵、大分、別府——別府は200円だったと思いますけどね、ぐらいであってね。そう何市もないんですよ、取ら手数料についてはね。それを今までは豊後高田はゼロだったんですよ。ゼロだった。取っているとこも200円から300円なんですけども、高田も300円になったら大分県一高いちゅうことになるでしょ。それにする必要ないんじゃないかと。その件数も僅か二、三十件しかないんじゃないの。その収入でほかの市民に対して何か新しい事業をやれるようなものじゃないからね、改定することはないんじゃないの。その辺、市長どう思いますか。

○議長（北崎安行君） 上下水道課長、近藤 毅君。

○上下水道課長（近藤 毅君） 大石議員の再質疑にお答えいたします。

まず、1点目の改正による影響額ですが、まず、開栓及び閉栓手数料につきましては、過去3年の平均で試算しますと、年間約1,350件、13万5,000円の収入増になります。そして、名義変更は無料にしておりますので、これが、大体平均で年間約140件ありましたので、7,000円減るような感じになります。そして、各種証明交付手数料は、先ほど答弁申し上げましたとおり、年間20件ほど6,000円の収入増になります。

2点目の200円取ってということなんですけど、これは、先ほども申しましたように、開閉栓の申込手続の際には、職員が現場に行ってメーターのレバーを取り付けたり、撤去したりという、適正管理のため

の作業の手間が発生しております。手数料ということですので、特定の方に役務を行うものにつきましても、相応のご負担にご協力をお願いしたいというところでもあります。

そして、3点目の証明交付手数料300円必要なのかということでもありますけど、これは、先ほど申し上げましたとおり、公印を押して証明を出す交付につきましては、市の手数料徴収条例による証明の交付と同じように、手数料300円を徴収をいただくものであります。

以上であります。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 今、同じ答弁をして、繰り返しているんですけどね、一番肝心なね、必要ないんじゃないの。それもう撤回できませんか市長。これやらないということはできないですか。

○議長（北崎安行君） 上下水道課長、近藤 毅君。

○上下水道課長（近藤 毅君） 確かに、他市と料金が——手数料等違うこともありますけど、やはり、各市それぞれの業務のやり方で事務をやっておりまして、その分にかかる手数料については、それ相応の負担にご協力をいただくものであります。

なお、水道料金につきましては、県内でも最低レベルの料金の水準でいただいておりますので、もし、移住とかそういうことを言われるのであれば、毎月かかるご負担とか、そういうのを比較していただいで選んでいただければと思いますので、ぜひ、PRのほうを最低料金で、最も低い料金の水準でやっておりますので、そのほうも皆さんPRをお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 今、市長が答えなくて、課長が答えたけど、そういうことを言うならね、何で佐々木市長、今、9年目になって今頃気が付いたんかと、気が付かなかった市長が問題、気が付かなかった担当課が問題なんですよ。水道課長が変わったから、おー、新しい課長が立派なものだということになりますか、これ。おかしいでしょう。全県的な資料を調べてみてね、そうやってないんだから、開栓、閉栓手数料について、ほとんどゼロなんですけどね、それを倍にするとかね、今まで無料だったものを一遍に300円にするとか、おかしいと思いませんか。どこもやってないんですよ。そりゃあ、市民課の手数料300円ちゅうのは分かりますよ。それは、

どこも大分県やっていますよ。水道課のこの種についてはやってないのに、やってるのは5市しかないと思いますよ。5市しかやってないのにね、高田はゼロだったものを一遍に300円にする。おかしいと思いますよ。これ以上、答弁要りませんけどね。

次は、最後、時間があと僅かになりましたけども、報第13号についてね、賠償金の案件が3件出てるんですよ。で、もう時間がないからね、この3件の内容から見てね、今後どういように生かしていくのかね、こういう事故がないように、やっぱり、それぞれ、お互いに、私を含めて気をつけないかん問題ですけどね、その辺今後どう生かすということを説明してください。

以上です。

○議長（北崎安行君） 都市建築課長、近藤保博君。

○都市建築課長（近藤保博君） 報第13号に関するご質疑のうち、市営森住宅敷地内での事故についてお答えいたします。

本件につきましては、市営森住宅敷地内の排水側溝に設置しておりますグレーチングの角の部分走行中の相手方車両がたまたま踏んだ際にグレーチングが跳ね上がって、相手方車両の底の部分に損傷させたことから、その損害を賠償したものでございます。

この事故を受けまして、グレーチングをお互い結束することにより、跳ね上がらないよう対策を図ったところでございます。今後同様の事故が発生しないよう、日頃の点検や入居者からの情報収集を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 消防長、山田幸茂君。

簡略をお願いします。

○消防長（山田幸茂君） 損害賠償の額の決定及び示談についての市長専決処分報告のうち、消防本部が所管する消防自動車の事故2件についてのご質疑にお答えいたします。

消防本部の車両2件の事故につきましては、報第13号に記載されているとおりでございますので、今後の取組についてのみ答弁させていただきます。

今回の事故による再発防止対策といたしましては、緊急走行時の進路確保と走行位置に関する指導、交通安全研修会の実施及び実際の走行環境を踏まえた安全運転訓練を行い、消防自動車を運転する際の安全運転を徹底したところです。

今後、同様の事故が起こらないよう再発防止に努

めてまいります。

以上でございます。（○16番（大石忠昭君） 終わります）

○議長（北崎安行君） これにて質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております第55号議案から第83号議案までについては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日午前10時に再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦勞ございました。

午前11時10分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 北崎安行

豊後高田市議会議員 安東正洋

豊後高田市議会議員 河野正春